

障害者相談支援事業に関する自治体説明会

令和6年4月26日

厚生労働省 障害保健福祉部障害福祉課

地域生活・発達障害者支援室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

障害者相談支援事業に係る社会福祉法上の取扱い等

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第3号を根拠として、市町村は地域生活支援事業である障害者相談支援事業を行うこととされているが、当該事業における税務上の取扱いについて誤認している市町村がある旨の報道があった。
 - これは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉事業は消費税が非課税とされており、一部の市町村において、当該事業が社会福祉事業に該当するものと誤認し、誤って非課税扱いとして取扱っていたことによるものと考えられる。
 - そのため、昨年10月4日に事務連絡を発出し、
 - ・ 障害者相談支援事業は消費税の課税対象であり、
 - ・ 自治体が当該事業を民間事業者に委託する場合、消費税相当額を加えた金額を委託料として受託者に支払う必要があること等について各自治体に周知したところ。
 - また、この事務連絡を踏まえて適切に対応いただくよう、本年2月及び3月に開催した全国会議の場を通じて、直接自治体に依頼している（※）。
- （※）今年2月の全国厚生労働関係部局長会議、今年3月の障害保健福祉関係主管課長会議において依頼。
- このような状況を踏まえ、これまで非課税の扱いをしていた自治体においては、委託先の事業者の負担が生じないよう、ご配慮いただくとともに、消費税相当額を踏まえて適切にご対応いただくよう改めてお願いする。

障害者相談支援事業の消費税に係る取扱いについて

- 市町村が実施する障害者相談支援事業について、税務上の取扱いを誤認している市町村がある旨の報道があったことを踏まえ、昨年10月4日に事務連絡を発出し、
 - ・ 障害者相談支援事業は消費税の課税対象であること、
 - ・ 自治体が当該事業を民間事業者へ委託する場合、消費税相当額を加えた金額を委託料として受託者に支払う必要があること等について各市町村に周知したところである。

- 各市町村においては、本事務連絡を踏まえた適切な取扱いを徹底するとともに、自治体が委託する場合に必要な消費税相当額について、委託先の民間事業者の負担とすることがないようお願いする。
あわせて、障害者相談支援事業を民間事業者へ委託する場合の委託料の算定にあたっては、特に以下の点についてご留意いただきたい。
 - ・ 委託する事業内容や従事する人員等の業務実態等を踏まえて適切な額を算定するとともに、当該額に消費税相当額を加えた金額を委託料として支払うこと。
 - ・ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、指定特定相談支援事業者等に対する地域生活支援拠点等のコーディネーターに係る報酬の評価及び計画相談支援の報酬の充実等について検討中であるが、当該報酬上の評価については、地域生活支援拠点等の整備促進や当該機能及び計画相談支援の充実を図ることを趣旨としたものであることから、当該報酬が算定されることを理由に障害者相談支援事業に係る委託料を減額することのないようにすること。

障害者相談支援事業の法令上の位置づけ

- 市町村が実施する障害者相談支援事業については、障害者自立支援法施行（平成18年10月）から現在の法令上の位置づけとなっており、平成24年度の障害者自立支援法改正以降もその位置づけは変わっていない。
- また、同事業は社会福祉事業に位置づけられていない。

障害者自立支援法

(市町村の地域生活支援事業)

第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業(次号に掲げるものを除く。)

	～平成18年9月	平成18年10月～ 障害者自立支援法施行	平成24年4月～ 障害者自立支援法改正
自治体を実施する 相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村障害者生活支援事業（身体） （通知）※市町村・交付税 ・障害児（者）地域療育等支援事業（児・知的） うち相談支援事業分 （通知）※都道府県・交付税 ・精神障害者地域生活支援センター うち相談支援事業分 （通知）※都道府県・補助金 	<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">法定化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村地域生活支援事業の相談支援事業 （障害者総合支援法第77条第1項第3号） ・都道府県地域生活支援事業の相談支援事業 （障害者総合支援法第78条第1項） 	

社会福祉事業の考え方

社会福祉法（昭和26年法律第45号）において、社会福祉の推進に貢献する事業として、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を規定。

厚生省が示した社会福祉事業のメルクマール

（第15回 中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会（平成10年11月17日開催））

- ① 利用者が自立した日常生活を送るうえで欠くことのできないサービスを提供する事業であること
- ② サービスの安定的な供給を確保するため、公的助成を通じた普及、育成が必要な事業であること
- ③ 利用者への影響が大きいいため、サービスの質の確保のために公的規制が必要な事業であること
- ④ 規制の対象とすることにより、ボランティアなどによる自由な活動の発展を妨げるようなことのない事業であること
- ⑤ 一般的に提供されている同種のサービスとの明確な区分が可能である事業であること

※上記の要素等を総合的に勘案して判断

障害者相談支援事業については、

- ・ 市町村が実施主体として実施する事業であること
- ・ 公的な助成や規制の必要性

などの要素等を総合的に勘案すると、社会福祉事業の性格に必ずしもなじまないため、社会福祉事業として位置付けられていない。

自治体における対応事例（1）

- 昨年10月に発出した事務連絡を踏まえ、過去分の消費税や延滞税等を支払い対応された自治体が一定程度あるところ。こういった自治体の対応を参考にしながら、委託先の事業者の負担が生じないよう適切にご対応いただきたい。
- なお、消費税相当額に当たっては、所轄税務署に相談するなどした上で、適切に算定されたい。



川口市

Press Release

令和6年2月2日

障害福祉課

障害者相談支援事業等に係る消費税の取扱い

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、市町村は地域生活支援事業である障害者相談支援事業等を行うこととされており、本市では市内事業者への委託により実施しています。

当該事業は、これまで社会福祉法に基づく社会福祉事業に該当するものとし、消費税を非課税として取り扱ってきましたが、令和5年10月4日付けの国からの事務連絡により、当該事業は社会福祉法に基づく社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象であるとの周知がなされました。

このため、障害者相談支援事業の委託先9法人に対し、当該事業の消費税申告に伴い生じる消費税及び延滞税分等を下記のとおり支払います。

記

- | | |
|-----------|------------------------|
| 1 対象法人 | 9法人（平成30年度に廃止した1法人を含む） |
| 2 所要額（見込） | 合計金額 75,753,300円 |
| | （1）平成30年度～令和4年度分 |
| | 61,803,300円 |
| | （2）令和5年度分 |
| | 13,950,000円 |

3 今後の対応

令和6年3月市議会定例会に上記所要額を計上した補正予算案を提出し、議会の承認後、事業者を支払います。また、再発防止策として、各事業に係る関係法令等の確認を徹底して参ります。

全1枚

世界の
あしたが見えるまち。
TSUKUBA

つくば市記者会 御中

発信日：令和6年（2024年）3月14日（木）
発信元：つくば市 福祉部 障害者地域支援室

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

障害者相談支援事業に係る消費税の 取り扱い誤りについて



消費税及び地方消費税相当額（以下、「消費税等」という。）の課税対象である障害者相談支援事業において、誤って非課税対象として取り扱い、消費税等の納付もれが判明しました。

なお、障害者相談支援事業とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等の相談に応じ、必要な情報提供等を行うもので、つくば市では民間事業者に委託している事業です。

【経緯】

- | | |
|------------|---|
| 令和5年10月4日 | 国の通知により、障害者相談支援事業は消費税の課税対象であること、また、自治体が当該事業を民間事業者へ委託する場合には、委託料に消費税等を加えた金額を支払う必要があることが明確に示された。 |
| 令和5年10月上旬 | 税務署に連絡。修正申告について説明を受ける。 |
| 令和5年10月中旬 | 当該事業の委託事業者（市内4法人）に状況説明と、修正申告額の算出依頼。 |
| 令和6年2月下旬 | 税務署と過年度分の納税額を相談。 |
| 令和6年3月中旬以降 | 市は委託事業者に未払いの消費税等を支払い、委託事業者は修正申告等を行う予定。 |

【市が委託事業者へ払う消費税等の額】

7,806,020円（平成30年度から令和5年度）

※各事業者の修正申告に伴い発生する延滞税等については、税額確定後に別途支払います。

【再発防止策】

国の通知や関係法令等の確認を徹底し、再発防止に努めます。

自治体における対応事例（2）

案都
郡山

郡山市報道資料

- Press Release -

障害者相談支援事業等委託事業の消費税取扱いの誤り

2023年11月21日

郡山市保健福祉部 保健所

障がい福祉課 保健・感染症課

TEL：924-2388 TEL：924-2070

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）を根拠として実施している障害者相談支援事業等の委託事業において、本市の消費税の取り扱いの誤認識による誤った取扱いが判明いたしましたので報告します。

1 事実の概要

障害者総合支援法第77条第1項第3号を根拠として、市町村は地域生活支援事業である障害者相談支援事業を行うこととされており、本市においても、社会福祉法人等に事業を委託し実施しております。

当該事業については、本市では、社会福祉法に基づく社会福祉事業は消費税が非課税とされていることから、当該事業についても社会福祉法に基づく社会福祉事業に該当し消費税の非課税事業であるという認識で委託を行っておりましたが、この度当該事業の委託は消費税の課税対象であることが判明したため、当該事業の受託事業者に消費税の修正申告等の必要が生じることとなります。

2 誤認の判明経緯

令和5年10月4日付け、こども家庭庁・厚生労働省発出の、事務連絡「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」により、障害者総合支援法第77条及び第78条を根拠として市町村が行う障害者相談支援事業等については、社会福祉法第2条第2項及び第3項で規定する社会福祉事業に該当せず、消費税関係法令上、他に非課税とする旨の規定もないことから、消費税の課税対象であることが明確に示され、本市での当該事業にかかる消費税の取扱いにおいて誤認であることが判明しました。

3 対応

受託事業者へ周知の上、当該事業にかかる消費税申告に伴い生じる費用（消費税、延滞税、加算税）について、本市が負担する方向で調整しております。

受託事業者 7法人（障がい福祉課5法人 保健・感染症課：2法人）

対象期間 平成30（2018）年度～令和5（2023）年度

【今後の流れ】



（令和5（2023）年度）

消費税を加えた金額で変更契約を行い、消費税相当額を受託事業者へ支払い

【費用の見込】

消費税：85,759,000円（概算）

延滞税・加算税：消費税納付により確定のため未定

自治体と事業者との認識の齟齬を防止するための対応

- 自治体や事業者の双方が消費税相当額の取扱いを誤認しないよう、調達の際に作成する仕様書及び締結される契約に係る契約書に消費税相当額の記載を徹底するようお願いする。

契約書における消費税相当額の記載例

業務委託契約書

委託事業の名称 令和5年度●●市障害者相談支援事業業務委託
委託料の額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円
(内 消費税及び地方消費税額 〇〇〇,〇〇〇円)

委託期間 着手 令和5年4月1日
履行期限 令和6年3月31日

上記の委託業務について、△△△（以下「発注者」という。）と、□□□（以下「受注者」という。）は、障害者相談支援事業の実施について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（目的）

第1条 ~~~

（委託業務）

第2条 ~~~

（実施体制）

第3条 ~~~

【他の記載例】

- ・ 消費税額及び地方消費税額 〇〇〇,〇〇〇円を含む
- ・ 外 消費税額及び地方消費税額 〇〇〇,〇〇〇円
など

本件に関する相談窓口等

資料掲載先

- 本日の説明資料等を厚生労働省HPに掲載
- 掲載先URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39854.html

相談窓口

- 障害者相談支援事業に関すること（厚生労働省）
お問い合わせ先：shougaisha-soudan@mhlw.go.jp
- 税に関するお問い合わせ先：各税務署法人課税（第1）部門
面接にてご相談をお受けするにあたっては、面接時間を十分に確保する必要があることから、最寄りの税務署まで電話等で事前に相談日時等をご予約いただくようお願いします。

参考資料

障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について

(令和5年10月4日 こども家庭庁支援局障害児支援課、
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課連名事務連絡)

令和5年度厚生労働省関係主管
部局長会議資料及び令和5年度
主管課長会議資料(抜粋)

日頃より厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第77条第1項第3号を根拠として、市町村は地域生活支援事業である障害者相談支援事業を行うこととされていますが、当該事業における税務上の取扱いについて誤認している市町村がある旨の報道があったところです。

これは、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく社会福祉事業は消費税が非課税とされており、一部の市町村において、障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱いが明確に周知されていなかったことから、当該事業が社会福祉事業に該当するものと誤認し、誤って非課税扱いとして取り扱っていたことによるものと考えられます。

上記を踏まえ、障害者相談支援事業その他の事業における社会福祉法上の取扱いについて、下記のとおりお示いたしますので、各都道府県・市町村におかれては御了知の上、委託先の事業者に対する周知徹底をお願いします。

なお、本内容については国税庁課税部消費税室とも協議済みですので申し添えます。

記

1 障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱いについて

障害者総合支援法第77条第1項第3号を根拠として市町村が行う障害者相談支援事業については、社会福祉法第2条第2項及び第3項の各号いずれにも該当せず、社会福祉事業には該当しないこと。

また、障害児・者の相談支援に関する事業である以下の事業についても同様に社会福祉事業には該当しないこと。

障害者総合支援法第77条第1項第3号関係	・住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
障害者総合支援法第77条の2関係	・基幹相談支援センターを運営する事業(基幹相談支援センター等機能強化事業を含む。)
障害者総合支援法第78条第1項関係	・障害児等療育支援事業 ・発達障害者支援センターを運営する事業 ・高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
その他	・医療的ケア児支援センターを運営する事業

2 障害者相談支援事業等に係る税務上の取扱い及び委託料の算定について

消費税法(昭和63年法律第108号)第6条及び同法別表第一第7号口に基づき、社会福祉法上の社会福祉事業については消費税が非課税とされているが、障害者相談支援事業等については、上記1のとおり社会福祉事業には該当せず、かつ、消費税関係法令上、他に非課税とする旨の規定もないことから、消費税の課税対象であること。

また、自治体が当該事業を民間事業者に委託する場合の委託料については、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要があること。

なお、税務上の取扱いの詳細については、所轄の税務署に照会いただくようお願いする。

相談支援事業にかかる交付税措置について

【平成17年度】

市町村障害者生活支援事業
財源：交付税（市町村分）

障害児（者）地域療育等支援事業
うち相談支援事業分
財源：交付税（道府県分）

精神障害者地域生活支援センター
うち相談支援事業分
財源：補助金（県・政令市）

障害児（者）地域療育等支援事業
うち障害児等療育支援分
財源：交付税（道府県分）

【平成18年10月】

障害者相談支援事業
(地域自立支援協議会の運営を含む)
財源：交付税（市町村分）

都道府県自立支援協議会
財源：交付税（道府県分）

障害児等療育支援事業
財源：交付税（道府県分）

○障害者総合支援法改正(平成24年4月1日施行)

新	旧
<p>第5条</p> <p>17 この法律において「相談支援」とは、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいい、「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいい、「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、「一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をいい、「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。</p> <p>18 この法律において「基本相談支援」とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整(サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。)その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。</p> <p>19 この法律において「地域移行支援」とは、障害者支援施設、のぞみの園若しくは第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者又は精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第八十九条第四項において同じ。)に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</p> <p>20 この法律において「地域定着支援」とは、居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、当該障害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の厚生労働省令で定める場合に相談その他の便宜を供与することをいう。</p>	<p>第5条</p> <p>18 この法律において「相談支援」とは、次に掲げる便宜の供与のすべてを行うことをいい、「相談支援事業」とは、相談支援を行う事業をいう。</p> <p>一 地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与すること。</p> <p>二 第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「支給決定障害者等」という。)が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定に係る障害者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画(以下この号において「サービス利用計画」という。)を作成するとともに、当該サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与すること。</p>

○障害者総合支援法改正(平成24年4月1日施行)

新	旧
<p>(市町村の地域生活支援事業) 第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>一 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業(次号に掲げるものを除く。)</p> <p>一の二 <u>障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業</u></p>	<p>(市町村の地域生活支援事業) 第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>一 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業</p> <p>(新設)</p>

○社会福祉法改正（平成18年10月1日施行）

新	旧
<p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>四の二 <u>障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業、相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業</u></p> <p>五 <u>身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業</u></p> <p>六 <u>知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業</u></p> <p>七 <u>障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業</u></p>	<p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>四の二 <u>障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害福祉サービス事業（同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）</u></p> <p>五 <u>身体障害者福祉法に規定する身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業</u></p> <p>六 <u>知的障害者福祉法に規定する知的障害者相談支援事業、同法に規定する知的障害者デイサービスセンターを経営する事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業</u></p> <p>七 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業</u></p>

○社会福祉法改正（平成24年4月1日施行）

新	旧
<p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>四の二 <u>障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業</u></p>	<p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>四の二 <u>障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業、相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業</u></p>